

## 第2章. 上水道編

### 第7節 資 料



# 1 水道料金の変遷

## 【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

改定日 種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓							
	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円				
昭和 21. 4. 1	10	2 0.17						10	2.8	0.2	36	5.4	0.11			10	3.5	1	0.09											
22. 4. 1	10	4.5	0.38					10	6.5	0.45	36	9	0.2			10	8	1	0.2											
23. 1. 3	10	30	3					10	43.5	4.35	36	60	1.65			10	55	5.5	1.3											
24. 4. 1	10	60	7					10	87	9	36	120	4			10	130	12	3											
26. 4. 1	10	90	9.2					10	150	15	40	240	8			10	300	30	5											
27. 4. 1	10	110						10	200		40	300				10	500		8											
28. 4. 1	10	180	23	360	23	360	23	10	220	25	100	1,000	12			10	500	60	10											
29. 5. 1	10	230	25	460	23	460	23	10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30	1	20										
39. 4. 1	10	285	30	570	30	1,000	2,400	30	10	310	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40	1	20	1,000	12,000	15	5人 まで	180	35	10	160	18	
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30						1,000	12,000	15	5人 まで	230	40	10	200	25	
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115			10	560	95	100	4,100	60							1	65								
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140			10	630	115	100	4,600	70							1	75								
59. 4. 1	10	800	120																											
63. 4. 1	10	980	145																											
平成 4. 12. 1	10	1,330	200																											

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓				
	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	基本 水量 m <sup>3</sup>	料 金 円	
12. 6. 1	10	1,300	190	30m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分 190	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分 195	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分 240	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分 280	100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分 310																			
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	30m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分 190	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分 195	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分 240	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分 280	100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分 310																			

工場用料金以外は上段に同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	一般用				官庁用				基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金		
		基本水量	料金	超過料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	超過料金								
平成 4. 4.1	工場用	10	1,100	9㎡を超え14㎡までの部分	15㎡を超え35㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	55㎡を超え84㎡までの部分	85㎡を超える部分	1㎡につき130	1,650	10㎡を超え10㎡までの部分	11㎡を超え30㎡までの部分	31㎡を超え60㎡までの部分	61㎡を超える部分	100	6,710	130
8.11.1	工場用	10	1,175	140	150	160	170	180	140	1,875	140	150	160	170	100	7,475	140
12. 5.1	工場用	8	1,100	150	150	160	170	180	150	2,000	150	160	170	100	8,625	170	
16. 5.1	工場用	8	1,100	180	190	200	210	220	190	2,000	190	200	210	100	8,625	220	

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え30㎡までの部分	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分
		10	1,300	190	190	240	280
平成 18.4.1	工場用	10	1,300	10㎡を超え30㎡までの部分	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分
		10	1,300	190	190	240	280
		1	135	100㎡を超え155㎡未満の部分	100㎡を超え155㎡未満の部分	155㎡を超える部分	250円
		1	95	155㎡を超える部分	155㎡を超える部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分
平成 18.4.1	臨時給水用	1	515	100㎡を超え300㎡までの部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分	300㎡を超える部分
		1	515	240	240	280	310

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え30㎡までの部分	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分
		10	1,300	190	190	240	280
平成 19.3.1	工場用	10	1,300	10㎡を超え30㎡までの部分	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分
		10	1,300	190	190	240	280
		1	135	100㎡を超え155㎡未満の部分	100㎡を超え155㎡未満の部分	155㎡を超える部分	250円
		1	95	155㎡を超える部分	155㎡を超える部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分
平成 19.3.1	湯屋用*	1	135	100㎡を超え300㎡までの部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分	300㎡を超える部分
		1	95	240	240	280	300
平成 19.3.1	臨時給水用	1	515	100㎡を超え300㎡までの部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分	300㎡を超える部分
		1	515	240	240	280	300

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

【簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保管圏含む)				
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		
改定日	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> までの部分	円	円	61m <sup>3</sup> を超える部分	1m <sup>3</sup> につき	
平成 10.12.24	10	1,175	140	9m <sup>3</sup> を超え14m <sup>3</sup> までの部分	20	1,875	140	1m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> までの部分	100	7,475	100	140	
12. 5. 1	8	1,100	150	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	20	2,000	150	11m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	100	8,625	100	170	
16. 5. 1	8	1,100	180	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	20	2,000	190	11m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	100	8,625	100	220	
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金	
平成 18.4.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195	240	80m <sup>3</sup> を超え84m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え84m <sup>3</sup> までの部分	220	85m <sup>3</sup> を超える部分	96	
				30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分			80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分				
	工場用	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195	240	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	310	300m <sup>3</sup> を超える部分	96	
				30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分				
湯屋用	1	135											
福祉用	1	95											
臨時給水用	1	515											

種別	一般用				官庁用				学校用(保管圏含む)				
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		
改定日	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> までの部分	円	円	61m <sup>3</sup> を超える部分	1m <sup>3</sup> につき	
平成 19.3.1	10	1,300	190	9m <sup>3</sup> を超え14m <sup>3</sup> までの部分	20	1,875	140	1m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> までの部分	100	7,475	100	140	
12. 5. 1	8	1,100	150	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	20	2,000	150	11m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	100	8,625	100	170	
16. 5. 1	8	1,100	180	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分	20	2,000	190	11m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	100	8,625	100	220	
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金	
平成 19.3.1	一般用	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195	240	80m <sup>3</sup> を超え84m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え84m <sup>3</sup> までの部分	220	85m <sup>3</sup> を超える部分	96	
				30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分			80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分				
	工場用	m <sup>3</sup>	円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	195	240	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの部分	310	300m <sup>3</sup> を超える部分	96	
				30m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え80m <sup>3</sup> までの部分			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分				
湯屋用	1	135											
福祉用	1	95											
臨時給水用	1	515											

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

種別	一般用			
	基本水量	料金	超過料金	
改定日	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> につき	15m <sup>3</sup> を超え34m <sup>3</sup> までの部分
平成 16. 4. 1	8	1,000	80	9m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までの部分
				26m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの部分
				50m <sup>3</sup> を超える部分

# 【上水道・簡易水道事業】

## 現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m<sup>3</sup>につき)

改定日	種別	基本水量 m <sup>3</sup>	料金	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )					
平成 23.4.1	一般用	10	円	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 3,000m <sup>3</sup> までの部分	3,000m <sup>3</sup> を超える部分	
				190	195	240	270	200	
		工場用	10	円	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの部分	30m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの部分	60m <sup>3</sup> を超え 80m <sup>3</sup> までの部分	80m <sup>3</sup> を超え 300m <sup>3</sup> までの部分	300m <sup>3</sup> を超える部分
					190	195	240	270	96
	湯屋用※	1	135						
	福祉用	1	95						
	臨時給水用	1	515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物産統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

## 2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600m <sup>3</sup> /日		31円/m <sup>3</sup> (未供給地区)	459,389千円	
昭和59～62 昭和63～平成3		40,600m <sup>3</sup> /日	—	44円/m <sup>3</sup> (供給地区)	652,036千円	
平成4～7		42,890m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 62円/m <sup>3</sup> 使用料金: 24円/m <sup>3</sup>	1,172,081千円	
平成8		39,130m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 72円/m <sup>3</sup> 使用料金: 34円/m <sup>3</sup>	1,313,766千円	
平成9～10		34,950m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>	1,314,365千円	
平成11～13		31,350m <sup>3</sup> /日	21,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>	1,188,695千円	
平成14～16		30,610m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 82円/m <sup>3</sup> 使用料金: 36円/m <sup>3</sup>	1,178,957千円	
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	35,453m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>	567,157千円	
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	41,505m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 6,052m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	40,751m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 5,973m <sup>3</sup> /日	基本料金: 65円/m <sup>3</sup> 使用料金: 30円/m <sup>3</sup>	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円	
平成23年4月～	変更 協定水量制	40,147m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 5,960m <sup>3</sup> /日	基本料金: 60円/m <sup>3</sup> 使用料金: 29円/m <sup>3</sup>	平成23年度: 1,130,044千円 (予算額)	

協定水量算出方法について

協定水量 = (過去3年間の平均配水量 × 水源余裕率<sup>※1</sup> - 自己水源) × 浄水損失 (0.96) × 送水損失 (0.94)

※1 水源余裕率 = 域内の保有水源 ÷ 受水団体への1日平均配水量

変更協定水量 (平成17年10月～) = (配水量実績 × 水源余裕率 - 自己水源) × 浄水損失 × 送水損失 × 水源利用率 + 配分水量 × 水源未利用率

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

### 3 広報活動

市民に水の大切さを認識してもらい、水道事業の重要性を訴えるため、広報活動を実施しました。

#### (1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

##### 水道フェア2011

期 日：平成23年6月4日（土）

場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫町）

内 容：きき水コーナー、水道相談コーナー、水道パネル展示、子ども工作教室、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、オリジナルボトル水「水とつと」配布

#### (2) 浄水場施設見学

見学者		人数
学 生	小学生	1,385名
	その他	60名
一 般		163名
計		1,608名

#### (3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

#### (4) 広報誌「水道だより」

市民が必要とする情報の発信を行い、水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくために、独自広報誌「水道だより」を定期発行しています。

- ・2011年秋号 平成23年9月 発行
- ・2012年春号 平成24年4月 発行



(5) 市報等での広報

- 6月 1日号 水道フェア 2011 開催のお知らせ
- 3月15日号 特集記事「佐賀市上下水道局が誕生します」  
転出・転入に伴う水道使用の届出手続きについて

(6) 水道出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

水道出前講座 実施状況

実施数	開催会場数	参加人数
36回	36会場	953名

【水道だより】

〈2011年秋号（表紙）〉



〈2012年春号（表紙）〉



# 4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

